



令和2年度 土曜授業の開催

本市では、市内の全小中学校で土曜授業を実施し、「ふるさと大垣科」などの授業を行っています。

「ふるさと大垣科」は、郷土の自然や歴史、産業、俳句文化などを学び、ふるさと大垣に誇りと愛着をもち、大垣の素晴らしさを語ることができる子どもたちが育つことを願って実施しています。

また、同教科では、豊富な知識や経験を持つ市民の皆さんの協力を得るなど、土曜日ならではの教育活動を推進しています。

詳しくは、学校教育課 (☎47-8034) へ。

と き	
第1回	5/16(土)
第2回	6/6(土)
第3回	7/4(土)
第4回	9/5(土)
第5回	10/3(土)
第6回	11/7(土)
第7回	12/19(土)
第8回	1/16(土)
第9回	2/20(土)
第10回	3/6(土)



つりびな作りを体験する子どもたち
(墨俣小学校)

ふるさとの文化を学ぶ
— つりびな作り体験 —

墨俣町で町おこしに取り組む女性グループ「いき粋墨俣創生プロジェクト」による、つりびな作り体験が2月12日、墨俣小学校で開かれました。

子どもたちは、1本吊り飾りの制作に挑戦。ボール紙や発砲スチロールに着物地などを貼り付けて、でんでん太鼓やまりの人形を作り、最後に赤いひもで縫い付けました。体験を通して、児童はふるさとの文化を学ぶことができました。

墨俣町内の店舗や寺院などがつりびなで彩られるイベント「いき粋墨俣つりびな小町めぐり」は、美濃路墨俣宿一帯で3月8日まで開催されます。



大垣城・郷土館の臨時休館

大垣城と郷土館は、展示入替のため、3月25日(水)に臨時休館します。

詳しくは、文化振興課 (☎47-8067) へ。



裁判所3月のテーマ 「第三者からの情報取得手続」

裁判所は、国民の皆さんに新しくできた制度や裁判手続を知っていただくために、随時テーマを決めて裁判所HPでお知らせしています。

3月のテーマは、「第三者からの情報取得手続がはじまります!」です。

詳しくは、岐阜地方裁判所事務局総務課 (☎058-262-5122) へ。

東日本大震災 黙とうにご協力ください

3月11日(水)は、東日本大震災が発生してから9年を迎えます。

本市では当日、震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表するため、地震発生時刻の午後2時46分から1分間の黙とうを捧げ

ます。

防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からお知らせしますので、ご協力をお願いします。

詳しくは危機管理室 (☎47-7385) へ。



固定資産の価格の縦覧

市内に土地・家屋を所有する納税者の人が、他の土地・家屋の価格との比較を通じてご自分の価格を確認できるよう、土地・家屋の価格をご覧いただけます。

- ◆とき／4月1日(水)～30日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ◆ところ／課税課、上石津・墨俣地域事務所(各地域事務所は各地域のみの縦覧)
- ◆持ち物／令和2年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの
- ◆問合せ／課税課土地グループ (☎47-8168)、または同課家屋グループ (☎47-8178) へ

市・県民税の申告受付

市民会館2階で
3月16日まで

▶ 申告会場は市民会館

市・県民税の申告会場は市民会館2階大会議室で行っています。申告期間中、本庁舎では申告の受け付けや、市・県民税についての問い合わせはお受けできません。

▶ 市・県民税の申告は3月16日まで

市・県民税の申告受付は、3月16日まで(土・日曜日を除く)行っています。受付時間は、午前9時から午後4時までです。

医療費の計算や帳簿・書類の整理は事前に済ませたうえでお願いします。なお、令和元年分(平成31年分)所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人は、令和2年度市・県民税の申告をする必要はありません。

◆ 問合せ／課税課市民税グループ (☎47-8179)

原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請

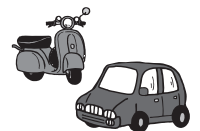
軽自動車税種別割は、4月1日現在の原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車の所有者に課税されます。譲渡、廃車、盗難などの場合は、3月中に異動手続きをしてください。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受け、市または県の定める一定の要件を満たしている人には、軽自動車税種別割・自動車税種別割の減免制度(1人につき1台のみ)があります。

今回の申請分から軽自動車税種別割の減免要件である身体障がいの対象範囲が下表のとおりに変更されました。

軽自動車税種別割の減免申請の受付期間は、3月2日から6月1日までです。

詳しくは、軽自動車税種別割については課税課諸税グループ (☎47-8143)、自動車税種別割については県自動車税事務所 (☎058-279-3781) へ。



区 分	対象範囲	
	※生計同一者運転と本人運転の減免対象範囲が同じになりました	
視覚障害	1級、2級、3級、4級	
音声機能障害	3級(咽頭摘出による音声機能障害の場合に限る)	
上肢不自由	1級、2級、3級	
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級	
体幹不自由	1級、2級、3級、5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級、3級
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級

※対象範囲が拡大された区分のみを掲載。対象範囲が拡大された部分は太字で記載しています